千葉県君津市基本計画

1 基本計画の対象となる区域(促進区域)

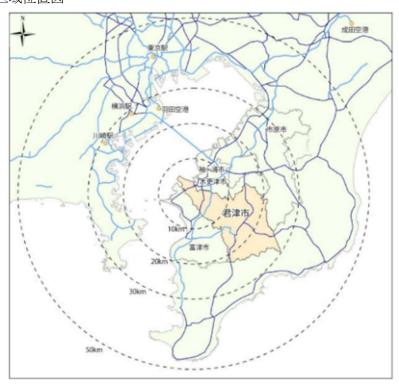
(1) 促進区域

促進区域は、令和7年1月末現在における千葉県君津市の行政区域とする。概ねの面積は3万2千h a 程度である。

ただし、本区域のうち、下表で○を掲げた区域を含むものであるため、本計画中「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のための配慮を行う事項を記載する。

なお、下表で×を掲げた区域は、本区域には、存在しない。

(地図) 促進区域位置図



自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域	X
自然環境保全法に規定する自然環境保全地域	×
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護 区	×
自然公園法に規定する国立・国定公園区域(南房総国定公園)	0
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区(三島、久留里、高宕山、清澄山、鬼泪山)	0

自然環境保全法に規定する都道府県自然環境保全地域(元清澄山自然環境保全地	
域、清和自然環境保全地域、三石山郷土環境保全地域)	0
千葉県立自然公園条例に規定する県立自然公園(県立高宕山自然公園、県立養老	
渓谷奥清澄自然公園)	
環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落(元清澄山のモミーツガ	
林、三石山森林群落)	
生物多様性の観点から重要度の高い湿地(房総丘陵小櫃川・養老川・夷隅川水系	
の水田・休耕田、東京湾の干潟・浅瀬)	
自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域	\times
シギ・チドリ類渡来湿地(小櫃川河口)	
国内希少野生動植物種の生息(繁殖・越冬・渡り環境)・生育域	0

(2) 地域の特色(地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等) 【地理的条件】

君津市は、房総半島のほぼ中央に位置し、面積は約3万2千haで県下第2位の市域を有する。市域は内陸部の東部、南部が広大で、周囲は約118kmに及ぶ。

北西部は東京湾に面し、かつては約4kmの海岸線であったが、1960年代に埋め立てられ、現在は世界に誇る製鉄所が操業し京葉工業地域の一角を占めている。また、市街地は西部の小糸川下流域に形成され、土地区画整理事業により整備された住宅地が続いている。

北部の台地は木更津市と広く境を接し、この一角にかずさアカデミアパークがあり、バイオテクノロジー、精密機械など先端技術産業分野の研究施設やマザー工場などが集積し、国際的水準の研究開発などが行われている。

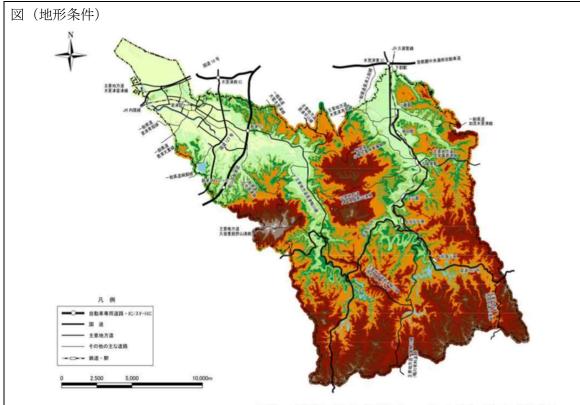
東部は市原市、大多喜町、鴨川市と接する清澄山系となっており、久留里地区は千葉県で唯一「平成の水百選」に選出されるなど豊かな自然環境と観光資源を有している。また、南部は三舟山、鹿野山、高宕山系で富津市と接しており、その間に小糸川・小櫃川の沖積地が広がり、肥沃な農耕地帯を形成している。

【交通インフラ】

本市の道路網は、市西部の国道16号、国道127号、東部の国道410号、国道465号の他、主要地方道8路線などが主要な幹線道路となっている。自動車専用道路は、館山自動車道が市内を縦貫しており、君津ICの他、君津PAにスマートICが設置されている。また、東京湾アクアライン等の道路網の整備により、東京駅まで約1時間、東京国際空港(羽田空港)まで約30分、成田国際空港まで約70分と良好なアクセス環境にある。

これらの充実した道路網を活用した高速バス8路線が運行され、東京駅、新宿駅、横浜駅、 千葉駅などへの直行便は重要な交通手段となっている。

本市の鉄道は、千葉方面と館山方面を結ぶ J R 内房線(君津駅)と、上総地域と木更津方面を結ぶ J R 久留里線(上総亀山駅・上総松丘駅・平山駅・久留里駅・俵田駅・小櫃駅・下郡駅)の2路線が運行されている。



資料:基盤地図情報 数値標高モデルより作成(国土地理院)

図(公共交通ネットワークの状況)



資料: 君津市総合計画

【産業構造】

本市の産業分類別の就業者数の推移をみると、総じて第一次産業及び第二次産業就業者の比率が減少する傾向にあり、第三次産業就業者の比率が増加傾向にある。

工業については、東京湾に面した北西部において、鉄鋼業を中心とした工業地帯が広がっており、本市の生産活動の中核を担っている。また、北部のかずさアカデミアパークでは、バイオテクノロジー、精密機械など先端技術産業分野の研究施設やマザー工場などが集積し、国際的水準の研究開発などが行われている。

従業者数は増減を繰り返しながら、令和2年には7,990人となっている。製品出荷額は、平成15年の5,891億円が、一時8,000億円超となった。その後、平成21年に発生したリーマンショックなどにより6,517億円と約2,000億円減少したものの、約8,000億円まで回復したが、近年は減少傾向にある。

商業については、多くの店舗が市内北西部に立地している。従業者数は平成9年から平成11年にかけて約20%増加したが、その後はほぼ減少傾向で推移し、平成28年には4,841人となっている。商品販売額は、平成11年の1,832億円をピークに減少する傾向にあったが、平成28年は1,526億円となっている。

商業施設の徒歩圏は、概ね市街化区域をカバーしているが、多くの人が集まり、買物・交流する商業・交流機能の集積は必ずしも十分ではなく、中心市街地の活力・賑わいの創出が課題となっている。

農業については、耕地面積、農家数、農業就業人口ともに君津圏域4市の中で最も多く、 稲作をはじめとして、鶏卵、いちご、小糸在来®、自然薯など様々な農産物が生産されてお り、特に豊富な地下水を利用した水生カラーは、日本有数の産地となっている。

農業従事者数は、平成2年の10,845人から平成27年には3,722人となっており、25年間で約6割減少している。また、経営耕地面積は、平成2年の3,052 haから平成27年には1,861 haになっており、25年間で1,191 haの減少となっている。耕作放棄地は、平成2年の204 haから平成27年には628 haとなっており、25年間で424 haの増加となっている。



図 産業分類別就業人口の推移

資料:国勢調査



資料:工業統計

※図中の平成28年から令和2年の従業者数は、各年の6月1日を基準日としているが、製造品出荷額は前年の1月1日から12月31日を調査期間としている。平成25年以前は、従業者数は各年の12月31日を基準日とし、製造品出荷額は各年の1月1日から12月31日を調査期間としている。



資料:商業統計・経済センサス



資料:農林業センサス

【人口分布】

本市の人口は昭和40年代に急激に増加した後、緩やかな増加を続けてきたが、平成7年の93,216人をピークに減少しており、令和2年には82,206人となっている。

国の資料に基づく人口推計によると本市の人口は令和12年には73,303人、令和22年に63,640人、令和42年には、45,460人となり、令和2年と比べて、40年後は36,746人減少すると予測されている。

年齢区分別の人口については、昭和50年に年少人口(0~14歳)がピークとなり、その後、生産年齢人口(15~64歳)と総人口は平成7年にともにピークとなった。このままの傾向が続けば、年少人口や生産年齢人口の減少は今後も続くものと見込まれる。老年人口(65歳以上)は令和7年頃にピークを迎え、その後は減少に転じると予測されているが、老年人口の割合は年少人口及び生産年齢人口の減少が続くことから、令和8年以降も上昇することが見込まれる。

(図) 人口推移及び将来推計

人口推移及び将来推計 令和7 (2025)年 ~令和2(2020)年 実績値(国勢調査) 推計值(社人研推計準拠) 100,000 93,216 92,076 90,977 90,000 80,000 62,850 60.000 48,730 50,155 51,14 50.000 40,000 30,000 20,119 19,311 19,154 11,005 9,845 10,000

(出所) 昭和40 (1965) 年~令和2 (2020) 年は国勢調査、令和7 (2025) 年以降はまち・ひと・しごと創生本部提供資料 に基づいた推計(国立社会保障・人口問題研究所推計準拠)

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

①データセンター等の情報通信業の誘致

国内のデータセンターサービスの市場規模は令和3年度に1兆7,341億円(情報通信白書―令和4年)で前年比11.6%増となっている。今後のデータ需要の増加を背景に、データセンター等のデジタルインフラの重要性はより一層向上すると考えられるため、今後も高い成長率が見込まれる。

本市の情報通信業の売上高は、令和3年で2,198百万円(RESAS(地域経済分析システム))となっており、平成28年の1,857百万円から増加しているものの、全産業売上高(409,096百万円)のうち占める割合は0.53%と決して高くはない状況である。

他方、本市は都心から50km圏内に位置し、東京湾アクアラインを活用し、東京駅や横浜駅から約1時間と良好なアクセス環境を有している。この地理的な利便性は事業活動において大きな魅力となっており、製造品出荷額等は県内第4位(千葉県は全国都道府県のうち第5位)と高い水準に位置している。さらに、変電所の近接性と安定した電力供給ネットワークは大規模製造業だけでなく、データセンターなどエネルギー消費の大きな施設の誘致にも適している。

このような本市の特性を生かし、データセンターなどの情報通信関連分野で積極的に 事業を展開し、地域経済をけん引する事業を創出し、市全域における質の高い雇用の創出 や市内産業への経済波及効果を図り、地域経済の好循環・活性化を目指していく。

②スポーツ産業の誘致

スポーツ産業の市場規模は、中長期的には国内外ともに拡大傾向にある。株式会社日本政策投資銀行の推計によると、国内のスポーツ産業の市場規模は2019年に9.5兆円となっており、GDP比では過去最大の1.72%となっている。また、スポーツ庁及び経済産業省においては、スポーツ市場規模を2025年に15兆円とする目標を掲げるなど、日本経済においても存在感が高まっている。

加えて、近年では様々な競技で地域との関係等を重視した新しいチームが設立されるなど、多くの地域がスポーツチームのホームタウンとなっており、地元チームを核とした地域での多様な連携活動が生まれており、経済的効果のみならず、地域活性化、更にはまちづくりの推進にも大きく寄与するものとなっている。

本市においては、郡ダム湖面を活用した水上スキーや、サイクリストの聖地として知られる鹿野山など、豊かな自然環境と広大な市域はスポーツ分野での発展可能性を持っている。

また、第2期君津市スポーツ推進計画において、「スポーツによって人と人を『むすぶ』まち きみつ」を基本理念に掲げており、社会人野球の日本製鉄かずさマジックをはじめ、スポーツによる交流を通した地域活性化、まちづくりの推進に取り組んでいるところである。

スポーツ産業で積極的に事業を展開し、地域経済をけん引する事業を創出し、市全域に おける質の高い雇用の創出や中心市街地の活性化、市内産業への経済波及効果を図り、地 域経済の好循環・活性化を目指していく。

③カーボンニュートラルの推進

我が国では、令和2年10月に「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」とカーボンニュートラルの宣言を行い、令和3年4月には、「2050年目標と整合的で、野心的な目標として、2030年度に、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく」との方針を示している。

こうした中、本市では、令和3年9月に、2050年までに温室効果ガスの実質排出量をゼロにしつつ、経済と環境が調和した持続可能な「環境グリーン都市」を目指すことを宣言した。また、令和4年4月に策定した「君津市商工・観光アクションプラン」においても、「太陽光発電等の地域再生可能エネルギーの地産地消と事業者の省エネルギー・創エネルギー化を促進するため、環境に配慮した企業の立地や脱炭素に向けた設備の更新・導入等を進める」こととしている。加えて、令和5年8月には、「第5次君津市地球温暖化対策実行計画」を策定し、環境グリーン都市の実現に向けて取り組んでいるところである。

本市の平成30年度における温室効果ガス排出量は18,431.7千t-CO2であり、平成25年度から15.8%減少している。

他方、本市の臨海部には鉄鋼業を中心とした製造業が集積しており、本市の温室効果ガスの排出割合は、鉄鋼関連企業が97.2%を占めている。また、鉄鋼関連企業を除くと、家庭以外での排出割合が78.4%となっていることから、今後、より一層の温室効果ガス削減に向けては、鉄鋼関連企業をはじめとした産業分野での取組が重要である。

こうしたことから、カーボンニュートラルの推進に向けて、環境に配慮した企業の立地 や脱炭素に向けた設備の更新・導入等について積極的に事業を展開し、地域経済をけん引 する事業を創出し、市全域における質の高い雇用の創出や市内産業への経済波及効果を 図り、地域経済の好循環・活性化を目指していく。

(2) 経済的効果の目標

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
付加価値額	_	801百万円	_

(算定根拠)

データセンター等の情報通信業について、1件当たり155.86百万円の付加価値(令和3年度経済センサス―活動調査における千葉県の情報・通信業における1事業所あたり平均付加価値増加額)を創出する地域経済牽引事業を1件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で1.36倍(平成27年千葉県産業連関表における情報通信分野の生産波及効果係数)の波及効果を与え、約212百万円の付加価値額の増加を目指す。

また、スポーツ産業について、1件当たり54.35百万円の付加価値(令和3年度経済センサス―活動調査における千葉県の全産業における1事業所あたり平均付加価値増加額)を創出する地域経済牽引事業を1件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で1.3

3倍(平成27年千葉県産業連関表における全産業平均の生産波及効果係数)の波及効果を 与え、約72百万円の付加価値額の増加を目指す。

加えて、カーボンニュートラルの推進について、1件当たり383.15百万円の付加価値(令和3年度経済センサス―活動調査における千葉県の電気・ガス・熱供給・水道業における1事業所あたり平均付加価値増加額)を創出する地域経済牽引事業を1件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で1.35倍(平成27年千葉県産業連関表における電気・ガス・熱供給・水道業分野の生産波及効果係数)の波及効果を与え、約517百万円の付加価値額の増加を目指す。

【任意記載のKPI】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の 新規承認件数	_	3件	_

(算定根拠)

基本計画「5 (1)地域の特性及びその活用戦略」で設定した各分野において、1件の創出を目指す。

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

(1) 地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」で定める地域の特性及びその活用戦略と整合する事業であること。

(2) 高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値額増加分が、 5,435万円(千葉県の1事業所あたり純付加価値額(経済センサス活動調査ー令和3年))を上回ると見込まれるものであること。

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域において、次のいずれかの効果が見込まれること。

- ・ 促進区域に所在する事業者間での取引額が開始年度比で5. 5%以上増加すること。
- ・ 促進区域に所在する事業者の売上が開始年度比で5.5%以上増加すること。
- ・ 促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で5.5%以上増加すること。
- ・ 促進区域に所在する事業者の給与総額が開始年度比で5.5%以上増加すること。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域(重点 促進区域)を定める場合にあっては、その区域

(1) 重点促進区域

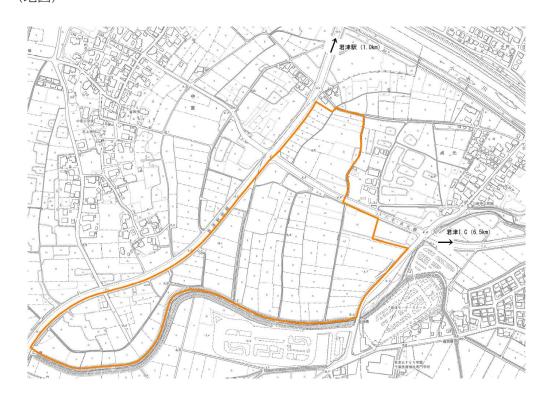
本区域における重点促進区域は、以下の区域とする。

なお、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、自 然環境保全法に規定する都道府県自然環境保全地域、千葉県立自然公園条例に規定する県 立自然公園、自然公園法に規定する国立・国定公園、環境省が自然環境保全基礎調査で選定 した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、自然再生推進法に基づく自 然再生事業の実施地域、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物の生息(繁殖・越 冬・渡り環境)・生育域等は本重点促進区域内には存在しない。

【重点促進区域1:地図上の位置】

千葉県君津市大字貞元小字小松、小字長割、小字土手下、小字柳町、小字島屋、小字大下、大字中富小字門樋下、小字南河原、小字溝上、小字南川跡、小字江川端、小字古川跡の 一部

(地図)



(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は14ha(うち農振農用地約13.5ha含む。)である。

本重点促進区域は、鉄道、高速バス、路線バスなどの結節点であるJR君津駅南口から 市道駅前線を直進し、小糸川を越えた約1km程度の地域であり、令和6年に、市道駅前 線が接続する県道君津大貫線の本郷バイパスの開通により、富津市街地へのアクセスが向 上し、南北の交通を支えるとともに、市道駅前線と交差する六手貞元線が、国道127号 に交差し、さらに君津 I C付近までの東西の交通を支えるなど、市内や周辺自治体の道路 交通の結節点として広域道路ネットワークが充実している。

なお、ほぼ全域が農用地区域、全域が市街化調整区域となっているため、「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項」において、土地利用の調整の方針を記載する。

(関連計画における記載等)

・君津市総合計画及び君津市まち・ひと・しごと創生総合戦略

令和4年に策定された「君津市総合計画」及び「君津市まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、地区ごとの新たな地域拠点づくりを掲げ、君津地区の君津駅周辺については、地区の方向として、「君津駅周辺の商業・医療・福祉等の集積による都市機能の充実」を記載しており、持続的な活性化を図るための施策を行うことが示されている。

・君津市都市計画マスタープラン

令和5年に策定された「君津市都市計画マスタープラン」において、君津駅周辺の土地利用方針として、「君津駅周辺に商業業務機能や行政サービス機能、保健・医療・福祉機能、文化機能などの都市機能の集積を図ります。」「駅周辺の回遊性を高めることにより、快適で歩いて楽しい賑わいのある居心地の良い空間の創出を図り、ウォーカブルなまちづくりを推進します。」と示されている。

· 君津市農業振興地域整備計画

令和6年に改定した「君津市農業振興地域整備計画」において、君津地区の農用地については、「都心に近く恵まれた立地条件にあるため、都市化の進展に配慮しながら、豊かな自然環境を生かした持続可能な農業生産の場として確保することが求められている。」「農用地の他用途への転換については、地域の状況との調整を図りながら検討していく必要がある。」と示されており、当該基本計画と調和がとれている。

また、「農業従事者の安定的な就業の促進」を図るための方策を掲げており、「地域に就業 先となり得る企業が進出する場合は、企業側と地域関係者の事前説明会により、地域住民の 就業について十分な話合いを通じて、就業者の確保に努める」と記載しており、基本的には 農地利用を図りつつ、都市化の進展や地域の就業等の状況を勘案しながら検討することと しているため、当該基本計画と調和されている。

· 千葉県農業振興地域整備基本方針

令和5年度に変更された「千葉県農業振興地域整備基本方針」において、非農業的土地需要へ対応するための農地転用を伴う農用地区域からの農地の除外については、「農用地区域以外に代替する土地がなく、農業上の効率的かつ総合的な利用や地域の担い手への農地の集積・集約に支障を及ぼさないことを基本とする。また、地域未来投資促進法に基づく基本計画等市町村の振興に関する計画や都市計画等他の土地利用計画との調整を図り、計画的な土地利用の確保に努めるものとする」と示されている。

(2) 区域設定の理由

本重点促進区域は、JR君津駅から約1km程度の距離であり、駅周辺や駅から当該地までには、飲食店、スーパー、コンビニなどが立地している。JR君津駅は内房線・総武快速・横須賀線の始発終着駅となっており、市内には日本製鉄やその関連企業、複数の高校、専門学校などが立地しているため、一日の平均乗降客数は、約1.3万人(2022年度)と多くの人が利用している。また、君津駅南口バス停は、東京方面の高速バスの発着地や市内外の路線バスの主要バス停になっており、市内外のターミナル駅としての役割も有している。さらには、現在、本市において駅周辺まちづくり構想の策定検討を進めており、駅周辺の活性化に取り組んでいることから、当該地を重点促進区域に設定する。

本重点促進区域は、交通の結節点であるJR君津駅から直線約1kmという好立地、人口集中地区であり電気・ガス・上下水道などのインフラが整う市街化中心地との近接性、現在検討を進めている駅周辺まちづくりへの好影響など、駅周辺のみならずまちづくりの起爆剤として期待されることから、農用地区域も含めて設定することとするが、地域経済牽引事業の実施に当たっては、本計画の「9地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項」に従い、適切な土地利用調整を行う。

なお、君津市内には、売却されていない既存の工業団地は存在しない。また、市街化区域内に工場等の立地に適した遊休地等は存在しない。

(3) 重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域該当なし。

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた 地域の特性に関する事項

- (1) 地域の特性及びその活用戦略
- ①災害に強い地理的特性、安定したエネルギー供給ネットワーク、首都圏への近接性を活用したデータセンター等のデジタル分野
- ②首都圏への近接性、豊かな自然環境、広大な市域を活用した観光・スポーツ・文化・まちづくり分野
- ③臨海部の鉄鋼関連企業等の技術を活用した環境・エネルギー分野

(2) 選定の理由

①災害に強い地理的特性、安定したエネルギー供給ネットワーク、首都圏への近接性を活用したデータセンター等のデジタル分野

DX(デジタルトランスフォーメーション)が進み、医療・教育・交通・農業等のあらゆる分野でデータを活用した新ビジネスとそれによる地域課題の解決が期待される中、データセンターや海底ケーブルといったデジタルインフラの需要は世界的に増加している。

国内のデータセンターサービスの市場規模は令和3年度に1兆7,341億円(情報通信白書—令和4年)で前年比11.6%増となっている。地方におけるデジタル実装など今後のデータ需要の高まりと相まって、データを蓄積・処理するデータセンター等のデジタルインフラの重要性はより一層増大すると考えらえるため、今後も高い成長率が見込まれる。

本市の全産業売上高(409,096百万円(RESAS(地域経済分析システム))のうち、「情報通信業」については、2,198百万円(0.53%)という状況である。他方、本市においては、国の地震調査研究推進本部が、その活動により社会的・経済的に大きな影響を与えるとした活断層が存在しておらず、内陸部においては津波のリスクも少なく、災害に強い地理的条件を有していること、発電所や高圧送電線から近接しており安定したエネルギー供給ネットワークを有していること、東京駅まで約1時間と首都圏に近接していることなど、データセンターの立地に最適な条件を備えている。これらの利点を生かし、国内外のデータセンター事業者を誘致することで、地域経済の活性化とデジタル産業基盤の整備を目指す。

②首都圏への近接性、豊かな自然環境、広大な市域を活用した観光・スポーツ・文化・まちづくり分野

スポーツ産業の市場規模は、中長期的には国内外ともに拡大傾向にある。株式会社日本政策投資銀行の推計によると、国内のスポーツ産業の市場規模は2019年に9.5兆円となっており、GDP比では過去最大の1.72%となっている。また、スポーツ庁、経済産業省においては、スポーツ市場規模を2025年に15兆円とする目標を掲げるなど、日本経済においても存在感が高まっている。

本市においては、平成27年度から郡ダム湖面を活用した水上スキーの実証実験に取り組んでおり、国内最高峰の大会である桂宮杯全日本水上スキー選手権大会の開催等を通じ、関係人口の創出を図ってきたが、令和7年度より、関係機関との協議が整い、通年

での湖面使用が実現した。また、山の少ない千葉県において、標高379mで、県内2番目に高い山である鹿野山は、複数の登り口が存在するサイクリストにとって、人気のヒルクライムの聖地となっているなど、首都圏への近接性、豊かな自然環境、広大な市域はスポーツ分野での発展可能性を持っている。

また、「第2期君津市スポーツ推進計画」においては、「スポーツによって人と人を『むすぶ』まち きみつ」を基本理念に掲げ、人と地域を結び、連携、協働を通じて、更なるスポーツ推進に取り組んでいる。

スポーツ産業の事業者を誘致し、関係人口を呼び込み、飲食業、宿泊業など君津駅周辺の産業に波及効果をもたらすことで中心市街地の活性化を図るとともに、高齢化が進む本市の健康寿命の延伸を目指す。

③臨海部の鉄鋼関連企業等の技術を活用した環境・エネルギー分野

我が国では、令和2年10月に「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」とカーボンニュートラルの宣言を行い、令和3年4月には、「2050年目標と整合的で、野心的な目標として、2030年度に、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく」との方針を示している。

こうした中、本市では、令和3年9月に、2050年までに温室効果ガスの実質排出量をゼロにしつつ、経済と環境が調和した持続可能な「環境グリーン都市」を目指すことを宣言した。また、令和4年4月に策定した「君津市商工・観光アクションプラン」においても、「太陽光発電等の地域再生可能エネルギーの地産地消と事業者の省エネルギー・創エネルギー化を促進するため、環境に配慮した企業の立地や脱炭素に向けた設備の更新・導入等を進める」こととしている。加えて、令和5年8月には、「第5次君津市地球温暖化対策実行計画」を策定し、環境グリーン都市の実現に向けて取り組んでいるところである。

本市の平成30年度における温室効果ガス排出量は18,431.7千t-CO2であり、平成25年度から15.8%減少している。

他方、本市の臨海部には鉄鋼業を中心とした製造業が集積しており、本市の温室効果ガスの排出割合は、鉄鋼関連企業が97.2%を占めている。また、鉄鋼関連企業を除くと、家庭以外での排出割合が78.4%となっていることから、今後、より一層の温室効果ガス削減に向けては、鉄鋼関連企業をはじめとした産業分野での取組が重要である。

こうしたことから、環境に配慮した企業の立地や脱炭素に向けた設備の更新・導入等を 推進し、環境グリーン都市の実現を目指す。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域 経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

地域の特性を生かして、地域経済牽引事業を促進していくためには、地域の事業者ニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備に当たっては、国や県の支援策も活用し、積極的に対応していく。

(2) 制度の整備に関する事項

本市では企業誘致奨励金制度を設けており、企業が新設または増設した事業所の固定資産税、都市計画税、法人市民税の納付相当額を奨励金として交付している。また、操業10年を経過した企業の大規模な設備投資に対して固定資産税の納付相当額を交付する制度も有している。こうした制度をより一層充実させることで、地域経済牽引事業の促進を図る。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備(公共データの民間公開に関する事項等)

官民データ活用推進基本法では、地方公共団体は、国と同様に、保有するデータを国民が容易に利用できるよう必要な措置を講ずるものとされている。本市においても、利用者ニーズに即したオープンデータ化を積極的に進め、オープンデータを活用した地域経済牽引事業の促進、地方発ベンチャーの創出の促進、地域の課題の解決を図る。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

本市では、経済環境部経済振興課が相談の窓口となり、相談内容に応じて関係部署や千葉県と連携しながら対応を行っている。

また、君津商工会議所内に君津市産業支援センターを設置し、資金調達、経営革新、販路拡大、事業承継など事業者が抱える経営課題について、豊富な知識と経験を持ったコーディネーターが専門家と連携しながら支援を行っている。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

①創業支援

市内での創業を促進するため、「君津市創業支援事業計画」に基づき、創業に関するワンストップ窓口の設置や創業セミナーの開催など、創業者の支援に取り組んでいる。

②人材の確保に向けた支援

市内の企業情報をまとめた「君津市企業ガイドブック」を毎年度作成し、就職を考えている高校生や大学生等に企業の魅力や働きやすさへの取組などを発信している。

また、君津版ハローワーク「きみジョブ」を設置し、若者から高齢者まで広く市民の就職活動を支援している。

③産業用地の確保に向けた支援

新たな産業の創出に向けて、君津IC周辺における企業ニーズの調査、具体的な土地

利用及び開発計画の検討を行う。

④中心市街地の活性化

本市では、首都圏からのアクセス環境が整い、市内外のターミナル駅の機能を有する 君津駅周辺のまちづくり構想の策定検討を進めている。また、「きみつ魅力あふれるお店 づくり事業補助金」において、市内の空き店舗や空き家を活用して、新たにお店を始める 方やコミュニティ施設の設置・運営を行う方に対して、出店に係る経費の一部を予算の 範囲内で補助している。

⑤中小企業者の資金調達支援

市内中小企業者に対し、金融機関からの事業に要する資金の融資を円滑にし、その資金融資に係る利子補給等の支援を行っている。

(6) 実施スケジュール

取組事項	令和7年度から	令和9年度から	令和11年度		
【制度の整備】	令和8年度	令和10年度	(最終年度)		
① 企業立地に関					
する支援制度の充実	検討	準備	運用		
	【情報処理の促進のための環境整備(公共データの民間公開等)】				
① オープンデー タ	運用	運用	運用		
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】					
① 相談窓口の設 置	運用	運用	運用		
【その他】					
① 創業支援	運用	運用	運用		
② 人材確保支援	運用	運用	運用		
③ 産業用地の確 保に向けた支 援	検討	検討	準備		
④ 中心市街地の 活性化	検討	準備	運用		
⑤ 中小企業者の 資金調達支援	運用	運用	運用		

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進に当たっては、各種産業支援機関や金融機関、 大学等の教育機関といった地域に立地する支援機関が、それぞれの機能を十分に発揮する とともに、連携して支援を実施することで効果を最大限発揮する必要がある。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①公益財団法人千葉県産業振興センター

公益財団法人千葉県産業振興センターは、中核的支援機関、千葉県中小企業支援センター、経営革新等支援機関としての役割を有しており、企業、大学、金融機関及び行政機関との連携の下に、新事業・新産業創出の支援、中小企業の経営基盤の強化、産業人材の育成等、幅広い分野において県内産業の振興を図るべく、チャレンジ企業支援センター等において各種支援を行うなど総合的な中小企業支援を展開する。

②君津商工会議所

市内にあった5商工会が平成3年4月に合併し君津市商工会となり、平成7年4月に 商工会から商工会議所へ移行した。会員企業数は約1,750者である。

本市とは、各種情報提供や君津市産業支援センターにおける相談業務、創業者セミナーを行うなど、従来より連携して事業者支援を行っている。地域経済促進事業については、上記の支援などを実施する。

③株式会社千葉銀行、株式会社京葉銀行などの地方金融機関

本市では、市内金融機関6行と包括的な連携のもと、双方の持つ情報・資源・知見等を 有効に活用することで、地域経済の活性化及び市民サービスの向上を図ることを目的と した協定を平成28年に締結している。地域経済牽引促進事業については、企業誘致、商 工業者向けの融資や創業支援・経営支援などについて連携を図る。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1)環境の保全

千葉県では、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築し、快適な環境の 実現を図っていくため、平成7年3月に「千葉県環境基本条例」を制定した。本条例は環境 基本法との整合を図り、環境の保全に係る基本理念を定め、県、市町村、事業者及び県民の 責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的な事項を示したものであ る。

また、本条例の基本理念を実現するための計画として、平成8年に「千葉県環境基本計画」を策定し、この計画に基づいて各種施策を推進してきた。しかしながら、地球温暖化防止など地球環境全体の持続性に関わる問題への取組が緊急性を増し、環境を取り巻く状況が大きく変化したことから、平成20年に第二次計画を策定した。更に、平成27年には、東日本大震災に起因する新たな環境問題に対応するため、第二次計画を一部改訂した。ま

た、本県における環境問題に適切に対応し、本県の豊かで美しい自然環境を将来に引き継いでいくとともに、環境・経済・社会的課題の同時解決を目指していくために、平成31年に第三次計画を策定した。

本市では、平成15年に「君津市環境保全条例」を制定し、環境の保全についての基本理念を定めた。そして、同条例に基づいて、平成17年に「君津市環境基本計画」(第1次)、平成27年に「第2次君津市環境基本計画」を策定し、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきた。

近年、持続可能な開発目標(SDGs)のもと、環境・社会・経済における様々な課題の同時解決や地球温暖化の進行抑制に向けた脱炭素化に関し、世界的な共通認識の確立が進んでおり、環境問題を取り巻く情勢は大きく移り変わっている。 本市においては、令和3年9月に「環境グリーン都市宣言」を行い、市民・事業者・市が「オール君津」で2050年までにカーボンニュートラルを達成しつつ、環境と経済が調和した環境グリーン都市を目指すこととした。

また、令和4年度から開始した新しい「君津市総合計画」では、SDGsの視点をもとに、将来ビジョンを実現するための施策の柱の1つとして「経済と環境が調和したまち」を掲げ、生活環境・自然環境の保全と併せ、循環型社会・脱炭素社会の形成に向けて取り組むことを示した。

これらを踏まえて、豊かな自然と水に恵まれた本市の環境を保全し、将来に引き継ぐ環境づくりを地域全体で着実に推進していくため、「第3次君津市環境基本計画」を令和6年に策定したところである。

地域経済牽引事業の促進に当たり、当該事業で新規開発を行う場合は、千葉県自然環境 保全条例に基づき自然環境保全協定や緑化協定を締結するなど、周辺土地利用に鑑みて可能な限り環境に影響を与えないよう配慮し、国・県・市の関係法令の遵守や環境保全・環境 負荷の低減に向けた十分な配慮を行い、事業活動においては環境保全に配慮し、地域社会 との調和を図るとともに、事業活動が住民の理解を得られるよう、必要に応じて住民説明 会等を実施するなど、周辺住民の理解を求めていく。

また、本計画1 (1)に記載したとおり、本区域は「自然公園法に規定する国立・国定公園区域(南房総国定公園)」「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区(三島、久留里、高宕山、清澄山、鬼泪山)」、「自然環境保全法に規定する都道府県自然環境保全地域(元清澄山自然環境保全地域、清和自然環境保全地域、三石山郷土環境保全地域)」、「千葉県立自然公園条例に規定する県立自然公園(県立高宕山自然公園、県立養老渓谷奥清澄自然公園)」、「環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落(元清澄山のモミーツガ林、三石山森林群落)」、「生物多様性の観点から重要度の高い湿地(房総丘陵小櫃川・養老川・夷隅川水系の水田・休耕田、東京湾の干潟・浅瀬)」、「シギ・チドリ類渡来湿地(小櫃川河口)」、「国内希少野生動植物種の生息(繁殖・越冬・渡り環境)・生育域」を含むものであるため、これらの環境保全上重要な地域及びこれらの区域に近接している区域での整備の実施に当たって、直接あるいは間接的に影響を与えるおそれがある場合は、千葉県環境生活部と十分調整を図りつつ、専門家の指導・助言を踏まえて、それらの保全が図られるよう十分配慮して行う。

(2) 安全な住民生活の保全

千葉県においては、安全で安心なまちづくりを促進するため、平成16年10月から「千葉県安全で安心なまちづくりの促進に関する条例」を施行し、県、市町村、県民及び事業者等が協働・連携して、犯罪の機会を減少させるための環境整備及び県民等の自主防犯活動に関する施策を総合的に推進している。

本市においては、平成20年度に「君津市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」を制定したほか、平成22年度、平成27年度、令和3年度に「君津市犯罪のない安全で安心なまちづくり計画」を策定し、安全な地域社会づくりを推進してきた。その結果、市内の刑法犯認知件数は平成22年以降減少傾向にあり、一定の効果があったものと考えられる。

地域経済牽引事業の促進に当たっては、犯罪の防止並びに地域の安全と平穏の確保に配慮することが重要であることから、本条例等の趣旨を勘案し、引き続き安全な住民生活の保全に取り組む。

(3) その他

①PDCA体制の整備等

毎年1回、年度末から年度当初の時期を目安に、千葉県商工労働部経済政策課及び君 津市経済環境部経済振興課において、基本計画及び地域経済牽引事業計画の効果の検証 と事業の見直しに関する協議を行う。その結果、基本計画または承認地域経済牽引事業 計画の見直しが必要と判断された場合においては、計画期間中であっても必要に応じた 変更を行うものとする。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

(1) 総論

重点促進区域1の区域内においては、次のとおり農地や市街化調整区域が存在するため、これらの地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、土地利用調整計画を策定する必要がある。

【重点促進区域1】

(農地)

別表1参照

(市街化調整区域)

別表1参照

(区域内の公共施設の整備状況)

本重点促進区域は、鉄道、高速バス、路線バスなどの結節点であるJR君津駅から市道駅前線が南北に通っており、さらに令和6年に開通した本郷バイパスにより、富津市街地へのアクセスが向上し、南北の交通を支えている。また、市道駅前線と交差する六手貞元線が、国道127号に接道し、富津市街から君津IC付近までの東西の交通を支えるなど、市内や周辺自治体の道路交通の結節点として広域道路ネットワークが充実している。

その他のインフラについては、上水道及び公共下水道、電気及び都市ガスについては未整備であるが、関係機関と調整の上、計画的に整備を進めていく。

また、学校、保育園、幼稚園、地域公民館等の公共施設は周辺に整備されており、今後新たに大規模な公共施設整備を行う予定はない。

(区域内の遊休地等の状況)

本重点促進区域は、市街化調整区域及び農用地区域を含む地域となっており、未利用地や遊休地等は存在しない。

重点促進区域内の遊休地等については、今後もその発生状況の把握に努める。また、今後、地域経済牽引事業を実施する場合は、これら遊休地等を優先的に活用することとする。

(他計画との調和等)

① 君津市総合計画・まち・ひと・しごと創生総合戦略

令和4年に策定された「君津市総合計画」及び「君津市まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、地区ごとの新たな地域拠点づくりを掲げ、君津地区の君津駅周辺については、地区の方向として、「君津駅周辺の商業・医療・福祉等の集積による都市機能の充実」を記載しており、持続的な活性化を図るための施策を行うことを示しているため、当該基本計画と調和されている。

② 君津市都市計画マスタープラン

令和5年に策定された「君津市都市計画マスタープラン」において、君津駅周辺の土地利用方針として、「君津駅周辺に商業業務機能や行政サービス機能、保健・医療・福祉機能、文化機能などの都市機能の集積を図ります。」「駅周辺の回遊性を高めることにより、快適で歩いて楽しい賑わいのある居心地の良い空間の創出を図り、ウォーカブルなまちづくりを推進します。」と記載している。

今般、本重点促進区域においては、スポーツ分野における地域経済牽引事業が見込まれている。具体的には、プロスポーツチームの誘致を想定しており、商業業務機能、駅周辺の回遊性の向上に資することから、本事業は「君津市都市計画マスタープラン」と調和したものである。

③ 君津市農業振興地域整備計画

令和6年に改定した「君津市農業振興地域整備計画」において、君津地区の農用地については、「都心に近く恵まれた立地条件にあるため、都市化の進展に配慮しながら、豊かな自然環境を生かした持続可能な農業生産の場として確保することが求められている。」「農用地の他用途への転換については、地域の状況との調整を図りながら検討していく必要がある。」と記載されているため、当該基本計画と調和されている。

また、「農業従事者の安定的な就業の促進」を図るための方策を掲げており、「地域に就業先となり得る企業が進出する場合は、企業側と地域関係者の事前説明会により、地域住民の就業について十分な話合いを通じて、就業者の確保に努める」と記載しており、基本的には農地利用を図りつつ、都市化の進展や地域の就業等の状況を勘案しながら検討することとしているため、当該基本計画と調和されている。

④ 千葉県農業振興地域整備基本方針

令和5年度に変更された「千葉県農業振興地域整備基本方針」において、非農業的土地需要へ対応するための農地転用を伴う農用地区域からの農地の除外については、「農用地区域以外に代替する土地がなく、農業上の効率的かつ総合的な利用や地域の担い手への農地の集積・集約に支障を及ぼさないことを基本とする。また、地域未来投資促進法に基づく基本計画等市町村の振興に関する計画や都市計画等他の土地利用計画との調整を図り、計画的な土地利用の確保に努めるものとする」と示されている。

(2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

土地利用調整区域については、上記(1)を踏まえ設定することとする。また、土地利 用調整区域への立地を想定していた事業者が立地を取りやめる、立地した事業者がその後 すぐに撤退する等の事態が生じないよう、具体的なニーズや事業の見通しを踏まえて区域 の設定を行う。土地利用調整区域に農地を含める場合においては、市が土地利用調整区域 を設定する際に、下記の方針により土地利用調整を行うこととする。

①農用地区域外での開発を優先すること

土地利用調整区域には、農用地区域外での開発を優先するが、本重点促進区域内は広く 農用地区域を含んでおり、やむを得ず農用地区域内で開発を行う場合は、先ず農用地区域 内に存する農地以外の土地の利活用について検討する。

②周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

本重点促進区域内の農地について、やむを得ずこれらを含めて土地利用調整区域の設定を検討する場合や一団の農地が集積されている区域で開発を行う場合は、高性能農業機械による営農に支障が生ずる事態を避けるため、集団的農地の中央部を開発しない。

また、小規模の開発行為がまとまりなく行われることとなり、農業生産基盤整備事業の実施や農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進への支障が生ずるなど、土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生ずる事態が起きないようにすることとする。農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第十九条第一項に規定する地域計画(以下「地域計画」という。)の区域内に他の使途の土地が介在することとなり、当該地域計画に定められた農作物の生産振興や産地形成、当該地域計画に定められた効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び農用地の集団化に関する目標等の地域計画の達成に支障が生ずる事態が起きないようにすることとする。

③面積規模が最小限であること

やむを得ず土地利用調整区域として設定し、農地において「5 (1)地域の特性及びその活用戦略」の関連産業の用に供する施設を整備する場合は、個別の施設について計画する事業内容に基づき、立地ニーズを確認し、事業を行う上で必要最小限の面積をその用に供することとする。

④面的整備を実施した地域を含めないこと

本区域には、面的整備を実施した地域を含めないこととする。また、線的整備を含む場合にあっては、それらの施行者の同意を得ることとする。

なお、本重点促進区域には、土地改良事業等の完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過していないものはなく、新たな面的整備は計画されていない。

⑤農地中間管理機構関連の取組に支障が生じないようにすること

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条の三第一項(同法第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。)の規定により行う土地改良事業(以下「農地中間管理機構関連事業」という)の対象農地については、農地中間管理権の存続期間中は土地利用調整区域に含めないこと、農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農地についても土地利用調整区域に含めないこと、農地中間管理権の存続期間が満了した農地についても、前述した①から③の考え方に基づき、やむを得ない場合でなければ、当該農地を土地利用調整区域に含めないこととする。

なお、現在、本重点促進区域において、農地中間管理機構関連事業は実施されておらず、 今後も実施される予定もない。

(3) 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

市街化調整区域については都市計画法第33条の技術基準、第34条の立地基準に基づく開発許可を行うため、本制度を活用した土地利用調整は行わない。

10 計画期間

本計画の計画期間は計画同意の日から令和12年度末日までとする。

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。